

川崎市告示第137号

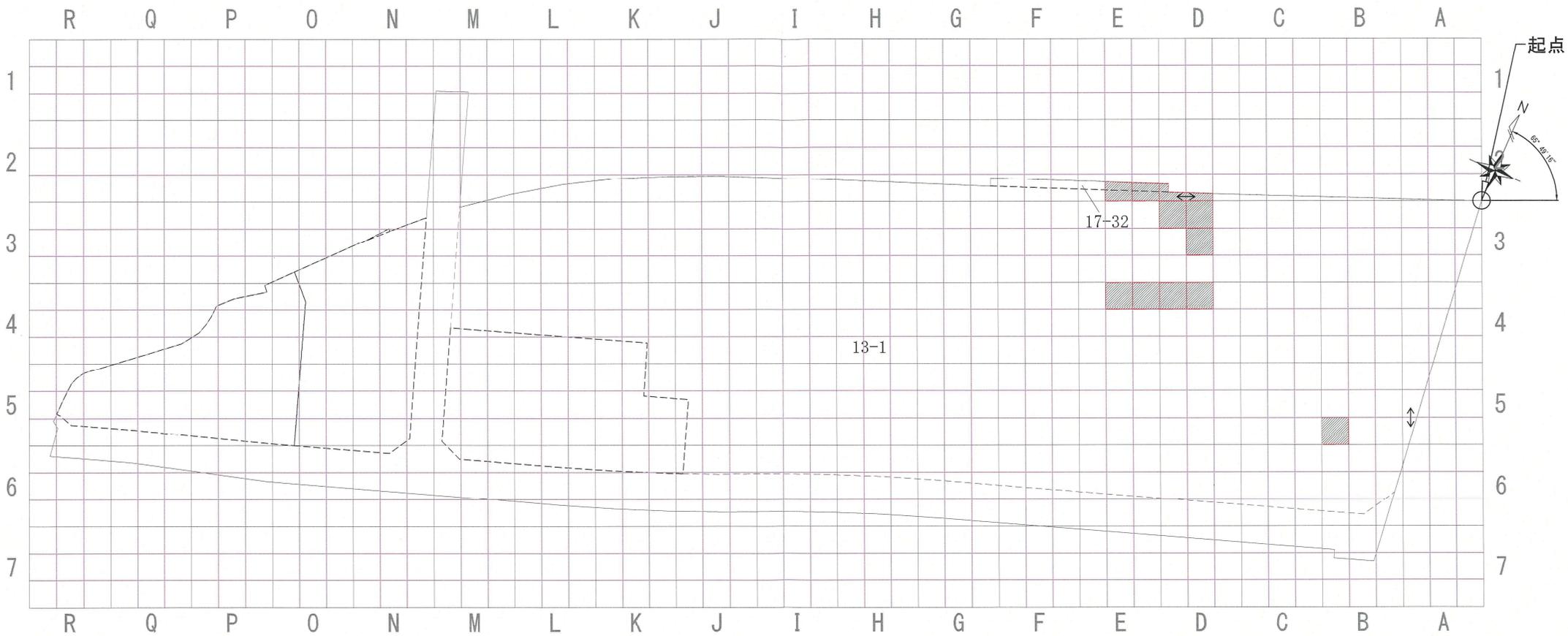
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の一部の指定の解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域の一部の指定の解除をしますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和8年3月23日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
令和6年4月24日付川崎市告示第225号により指定した区域の一部(川崎市川崎区南渡田町13番1、17番32の各一部)(別図のとおり)
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削除去



凡 例		A	
: 指定を解除する区域	--- : 筆境界	1 2 3	1
— : 敷地境界	↔ : 統合区画 (130㎡以下)	4 5 6	
		7 8 9	

- ・ 起点の設定 : 13-1、17-32のうち、形質変更範囲の最北端を起点とする。
敷地北端を起点として東西方向及び南北方向に10m間隔で格子状の線を引き、右回りに65度49分16秒回転させて単位区画を設定した。
- ・ 区画の統合 : 一部の隣接する区画の合計面積が130㎡を超えない区画同士は、1つの単位区画に統合した。

別図